

公益社団法人小松島市シルバー人材センター会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人小松島市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会 費 の 額)

第2条 会員が納入する会費の額は、次の各号に定める額とする。

- 2 正会員の会費は年額3,000円とする。
 - (1) 1月、2月の入会者は、当該年度の会費は年額1,000円とする
 - (2) 3月の入会者は、当該年度の会費を免除する。
- 3 賛助会員の会費は1口5,000円とする。

(会費の納入)

第3条 正会員の会費の納入については、次の各号による。

- (1) 毎年度4月1日に在籍する正会員の会費の納入については、当該年度の4月末日までに当該年度分を一括納入しなければならない。
 - (2) 年度中途における新規正会員の会費の納入については、定款第6条の規定による理事会の承諾を得た日から1ヶ月以内に納入しなければならない。
 - (3) 第1号に係わらず、3月に在籍する会員で、翌年度も在籍を希望する会員は、当該年度の3月末日までに翌年度の会費を一括納入しなければならない。
- 2 賛助会員の会費の納入については、定款第6条の規定による理事会の承諾を得た日から1ヶ月以内に納入しなければならない。

(会費の使途)

第4条 会費は、毎事業年度におけるその合計額の2分の1を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費の返還)

第5条 正会員及び賛助会員の会費の返還については、原則としてこれを返還しないこととする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行なう。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則
この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則
この規程は、平成26年 5月20日から施行する。

附 則
この規程は、平成28年 5月18日から施行する。